

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本的施策を定めるとともに、平成19年3月に「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定、平成24年3月には「さんようおのだ男女共同参画プラン(改定版)」を策定し、男女共同参画の推進に係る具体的な施策について、その推進に努めてまいりました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に根強く残り、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶など多くの課題があります。また、人口減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、社会のグローバル化など男女共同参画を取り巻く社会経済情勢や環境等は大きく変化し、国においては、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されました。

こうした流れの中で、本市の男女共同参画の推進について、これまでの取組を継承しながら、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「第4次山口県男女共同参画基本計画」の策定を踏まえ、「第3次さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定することとしました。

2 プランの位置付け

本プランは「男女共同参画社会基本法」及び「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次山口県男女共同参画基本計画」を勘案し、本市の「第2次山陽小野田市総合計画」との整合性を図っています。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づく「市町村基本計画」を包含します。

3 プランの期間

本プランの期間は、平成31年（2019年）度から平成34年（2022年）度までの4年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

第2章 プラン策定の背景

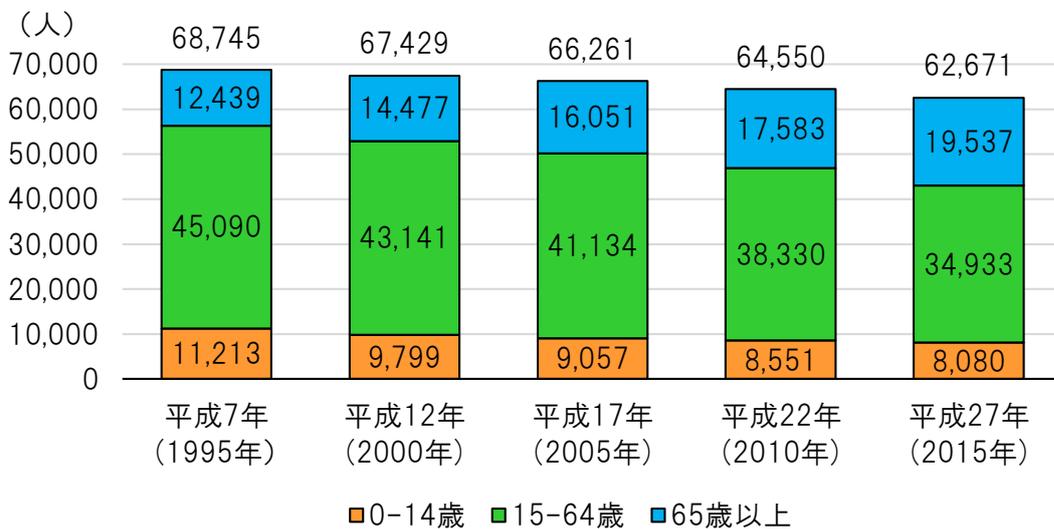
1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少・少子高齢化

国勢調査からみる本市の人口は、平成27年（2015年）では62,671人となっており、20年前の平成7年（1995年）から約6,000人の減少となっています。

構成比をみると、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）の割合は減少を続けている一方、65歳以上人口の割合は上昇を続け、平成27年（2015年）では31.2%と少子高齢化の進行がみられます。県と比較するとおおむね同じ傾向となっています。出生率については、年により多少のばらつきがありますが、全体として全国平均と比較すると低い傾向にあります。

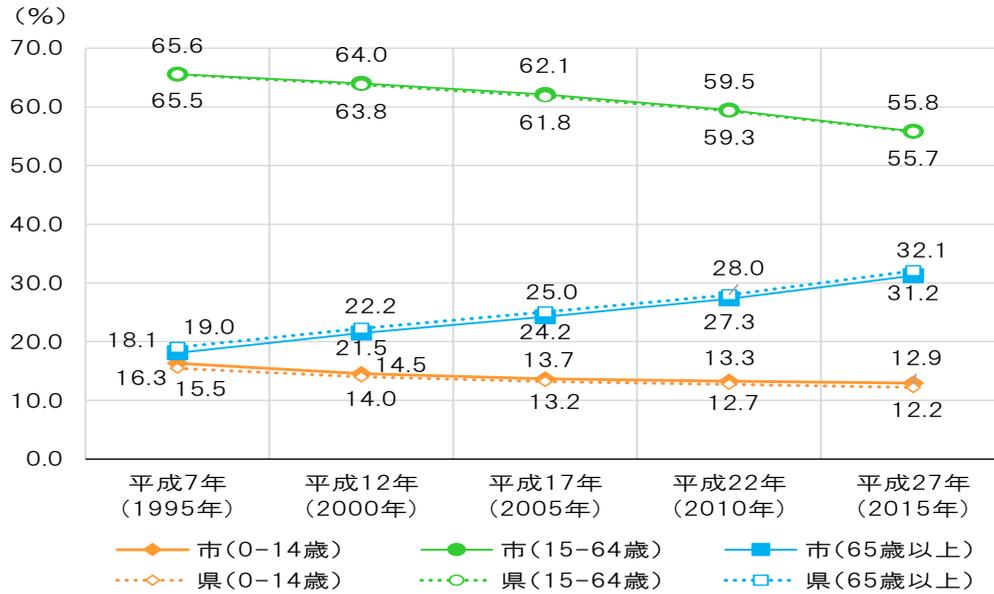
年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

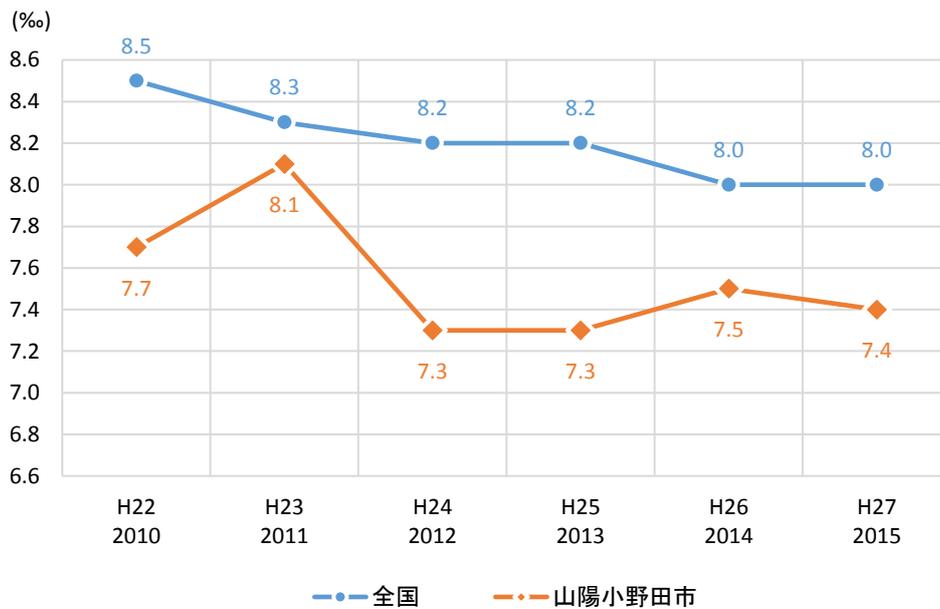
※総人口は年齢不詳を含む。

年齢3区分別人口の構成比の推移（山口県・本市の比較）



資料：国勢調査

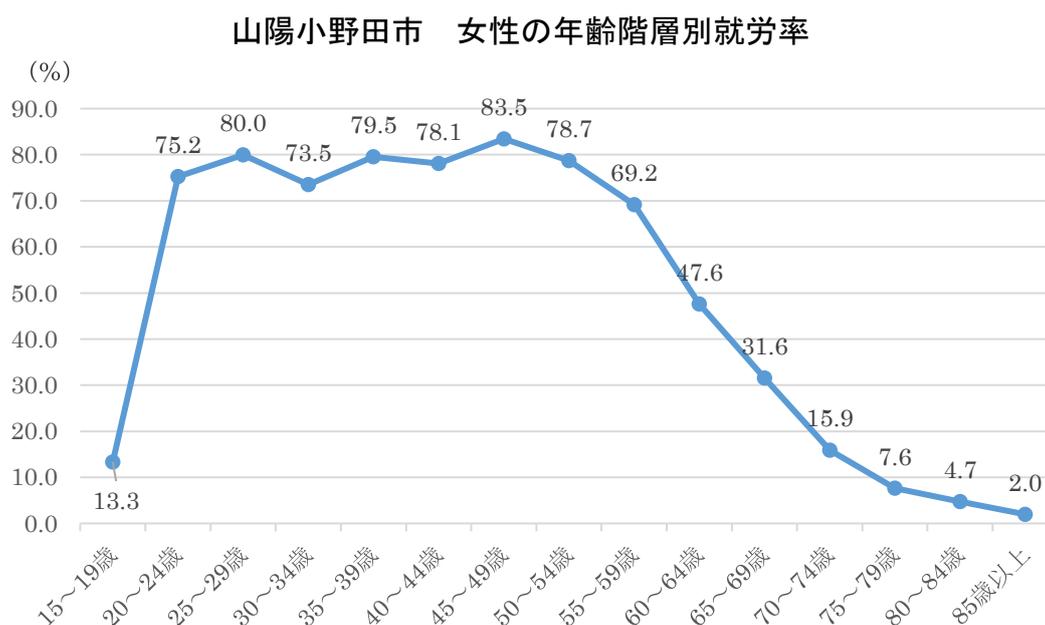
出生率の推移



資料：厚生労働省人口動態調査

(2) 女性の就労率

本市において、女性の年齢階層別の就労率は20代後半から30代前半でやや低下し、その後40代後半までに緩やかに上昇し、50代前半から再度低下しており、全体として緩いM字カーブを描いています。多くの女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育て等が一段落した段階で再び就業している状況がうかがえます。



資料:平成27年国勢調査

2 国・県の動き

(1) 国の動き

● 「DV防止法」の改正

平成26年1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が改正され、配偶者のみならず、生活本拠を共にする交際相手からの暴力についても準用されることになりました。

● 「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

平成26年4月、日本の急激な少子化の進行に対応し次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、従業員数101人以上の企業においては、労

働者の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定するよう義務付けられた「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されました。

●「女性活躍推進法」の制定

平成27年9月、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍することを推進する、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

この法律で、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにし、推進計画や行動計画を策定するよう求められました。

●国の「男女共同参画基本計画」の改定

平成27年12月、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、3つの政策領域に体系化し、男性中心型労働慣行等を変革し、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進等の視点が改めて強調されました。

●「ストーカー規制法」の改正

平成12年に制定された「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が平成29年1月に改定され、規制対象行為の拡大や禁止命令等制度及び罰則が見直されました。

●「育児・介護休業法」の改正

平成29年1月、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正され、介護休業の分割取得や子の看護休暇取得の柔軟化などが盛り込まれました。平成29年10月には最長2歳まで育児休業が取得可能となり、育児休業・育児目的休暇の導入促進が図られました。

(2) 県の動き

●「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定

平成27年3月、県政運営の指針となる総合計画「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」が策定され、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、仕

事と子育て等の両立支援、女性の再チャレンジ支援、地域における女性の活躍の促進などに取り組むこととされました。

●県の「男女共同参画基本計画」の改定

平成28年3月、「第4次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、基本目標7つから3つへ、重点項目を15から10へと体系の見直しが行われました。

●県の「配偶者暴力等対策基本計画」の改定

平成25年3月、「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が改定され、さらに配偶者暴力対策等の強化を図るため、平成28年3月に改定され、名称を「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」に変更されました。

3 山陽小野田市の動き

●「男女共同参画宣言都市」の宣言

本市は、平成24年9月29日、「山陽小野田市男女共同参画宣言都市記念式典」を開催し、誰もが自分らしく生きがいを持って輝けるまちを目指すことを宣言し、「男女共同参画宣言都市」となりました。また、平成22年に10月1日を「女性の日」と定めた後、毎年男女共同参画を推進する講演会の開催や「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」の作品応募と入賞発表を行い、男女共同参画社会づくりに向けて取り組んできました。

●市民アンケート調査の実施

平成28年5月、男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施しました。

●「第二次山陽小野田市総合計画」の策定

平成30年3月、平成30年度から向こう12年間の長期的な計画「第二次山陽小野田市総合計画：活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」を策定し、本市の最上位計画として位置づけ、男女共同参画の推進に取り組みます。

4 平成28年男女共同参画に関する市民アンケート調査結果

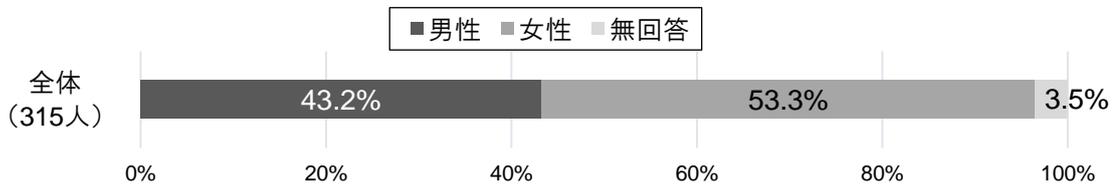
(1) 調査の方法及び回収結果

- ・市内にお住まいの20歳以上の方の中から無作為に1,000人を抽出
- ・回収は315人（回収率31.5%）

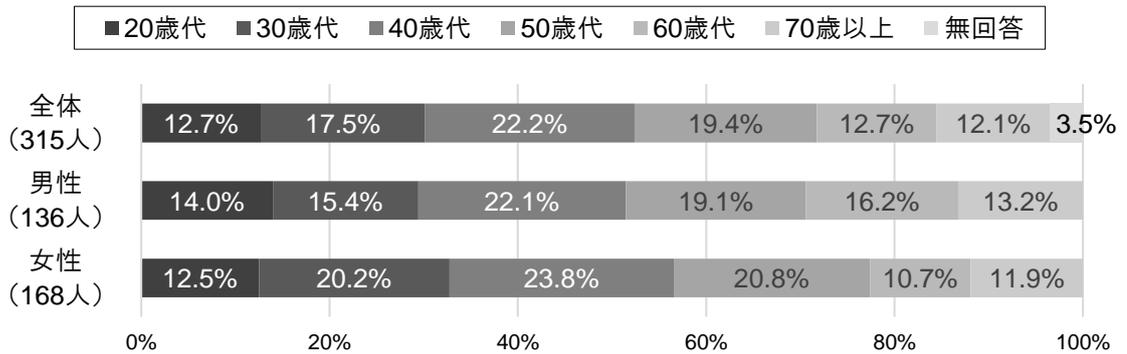
（グラフ中の割合は四捨五入処理により合計が100%を上下変動する場合があります。）

(2) 回答者の属性

ア 性別



イ 年齢



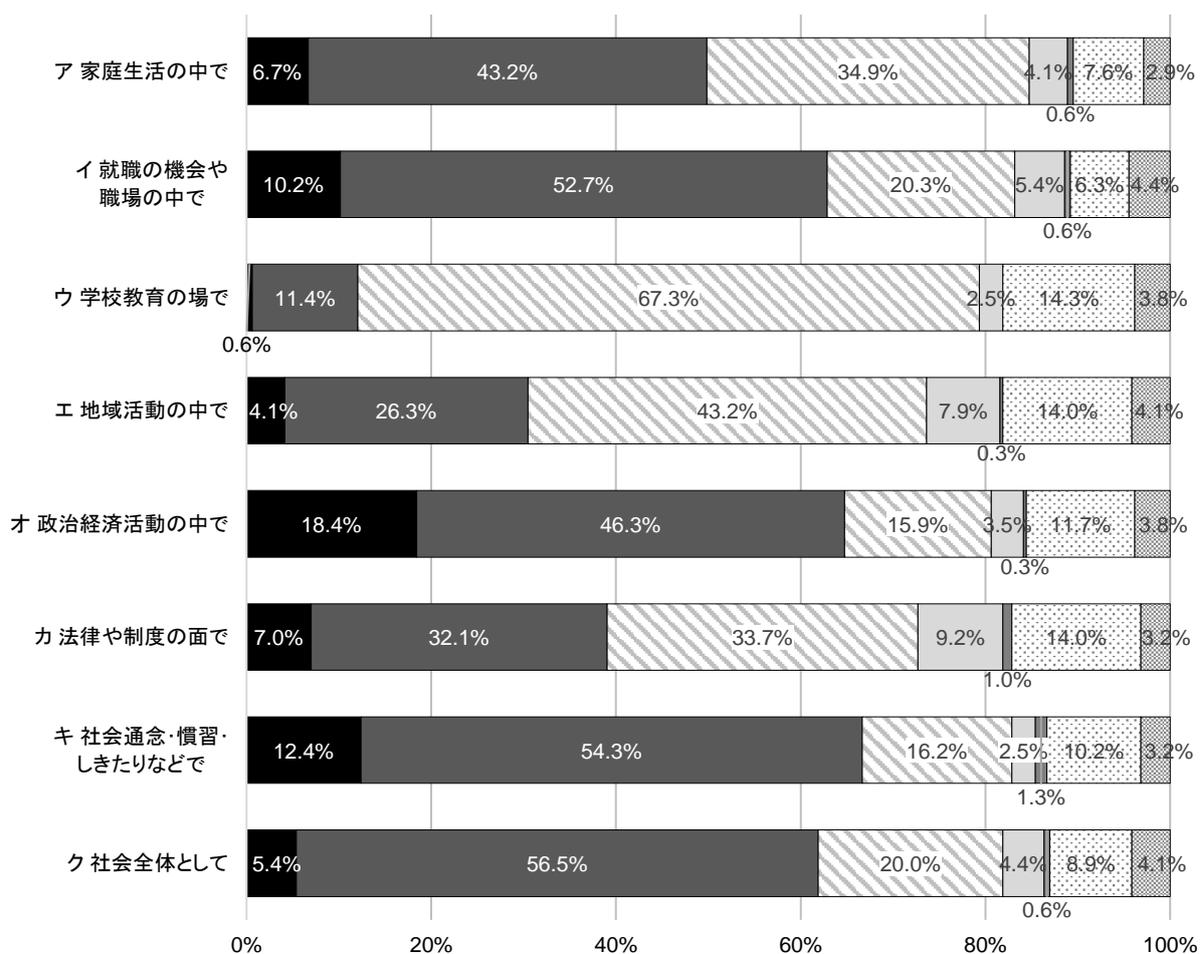
(3) 調査結果

ア 男女の地位の平等感について

【1】各分野における男女の地位の平等感

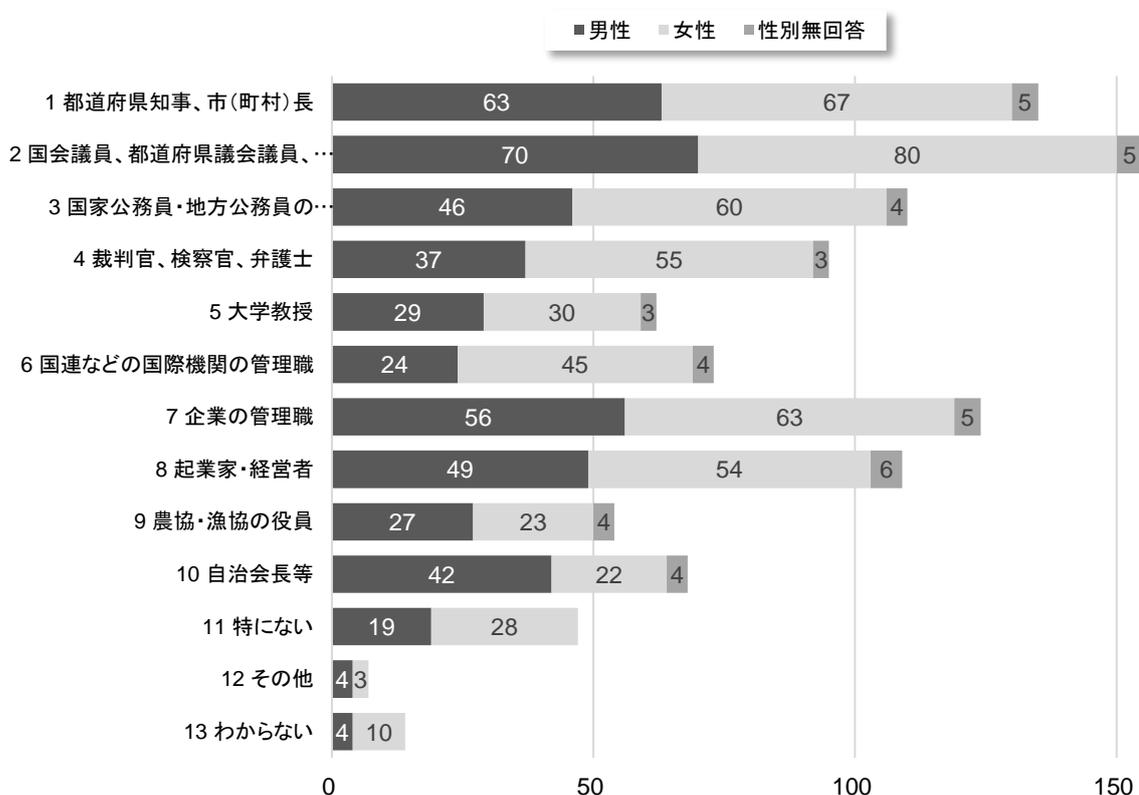
問1 あなたは、次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを「ア」から「ク」の分野ごとに1つずつお答えください。

- 1 男性の方が非常に優遇されている
- 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 3 平等
- 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 5 女性の方が非常に優遇されている
- 6 わからない
- 無回答



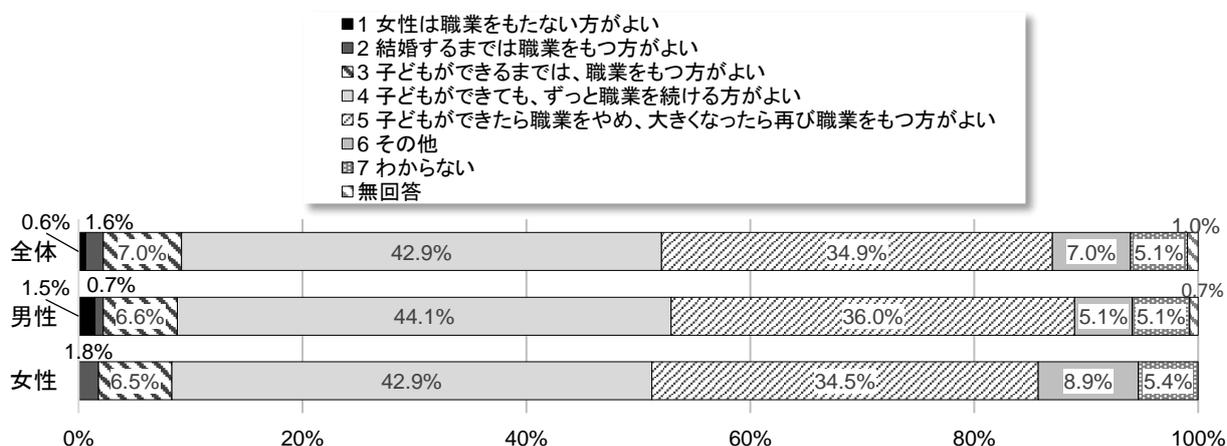
【2】女性の役職等への就任

問2 あなたが、次にあげるような職業や役職において今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。次の中からいくつでもあげてください。

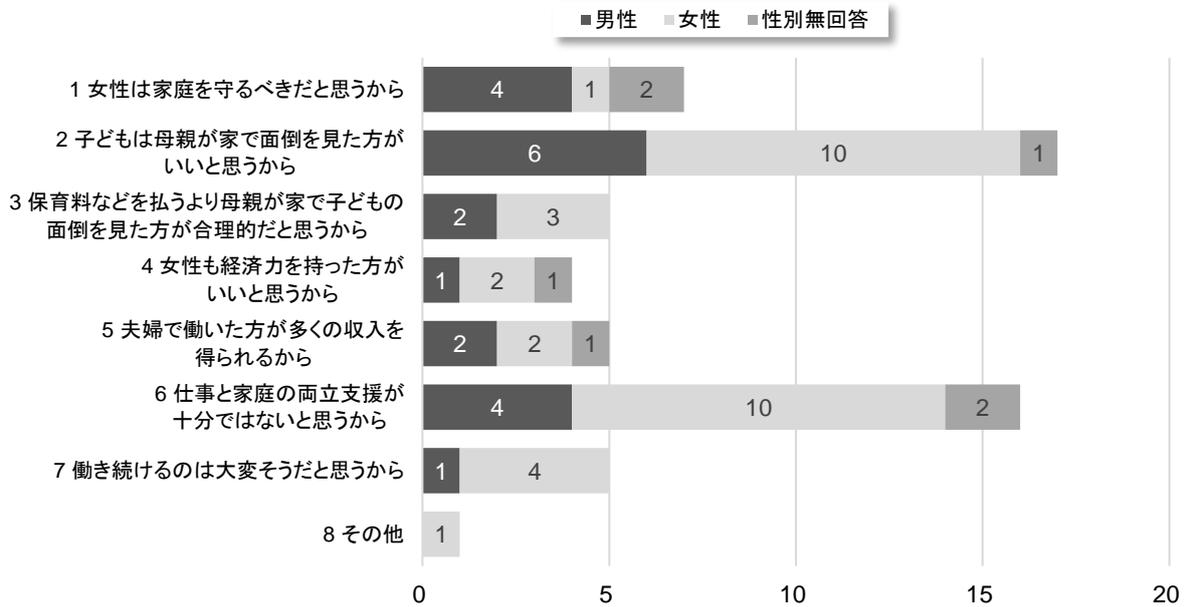


【3】女性が職業をもつことについて

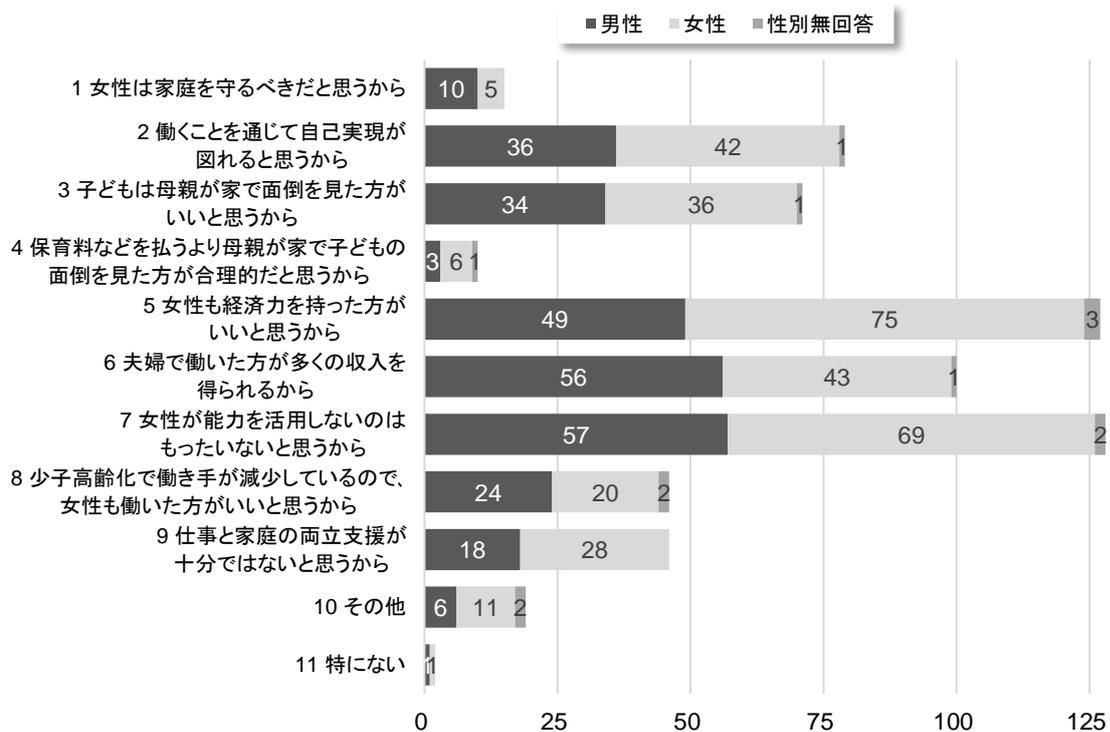
問3 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。次の中から1つだけお答えください。



問3-1 問3で「1」～「3」までを選択したのはなぜですか。
次の中からいくつでもあげてください。

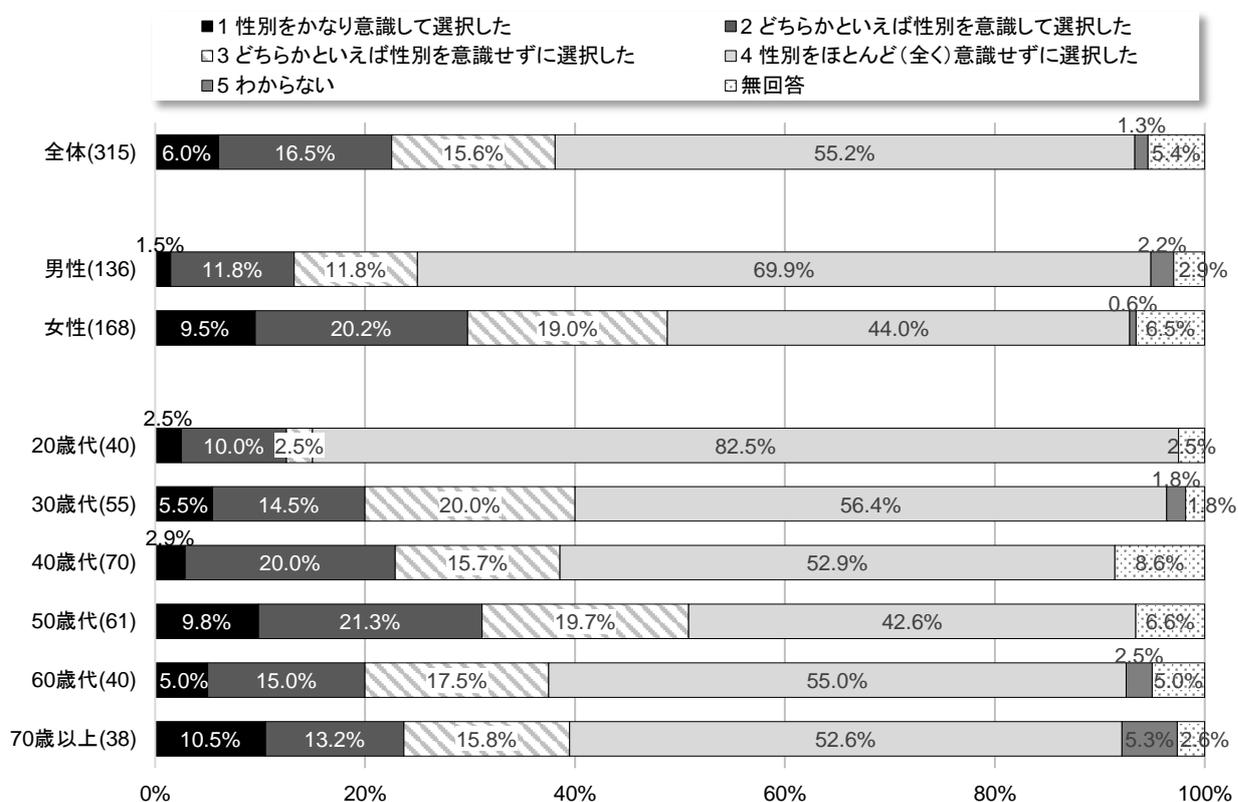


問3-2 問3で「4」または「5」を選択したのはなぜですか。
次の中からいくつでもあげてください。



【4】進路や職業選択する際の性別意識

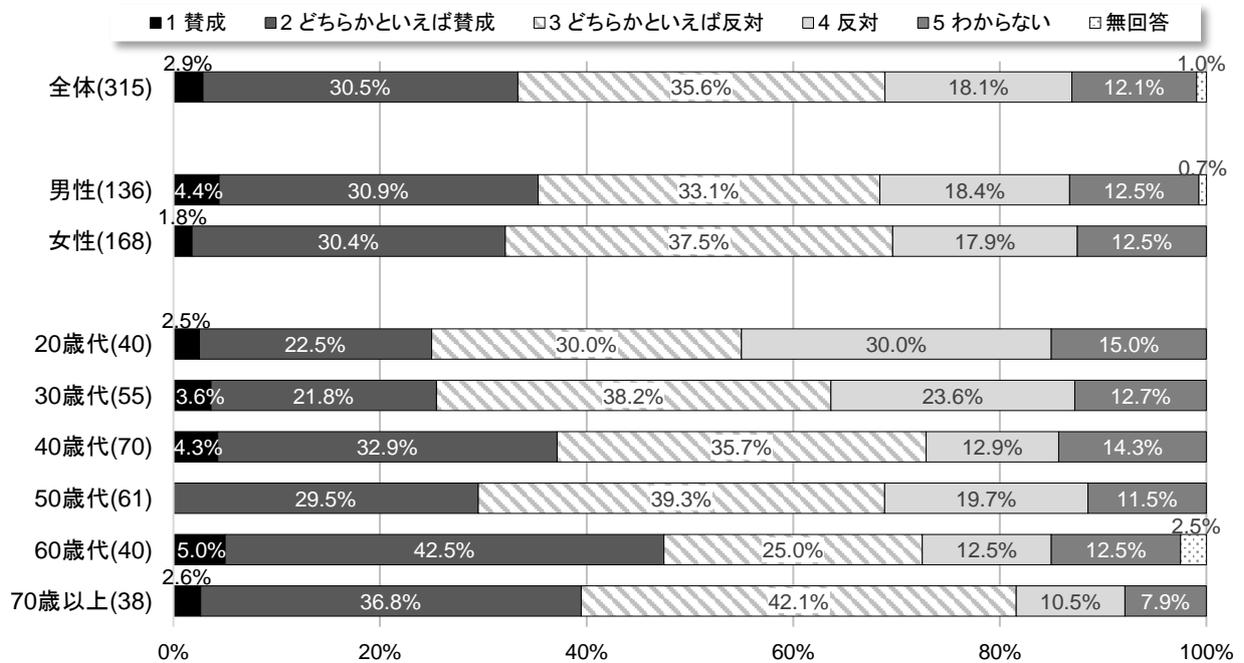
問4 あなたは、進路や職業を選択する際に、性別を意識しましたか。
次の中から1つだけお答えください。



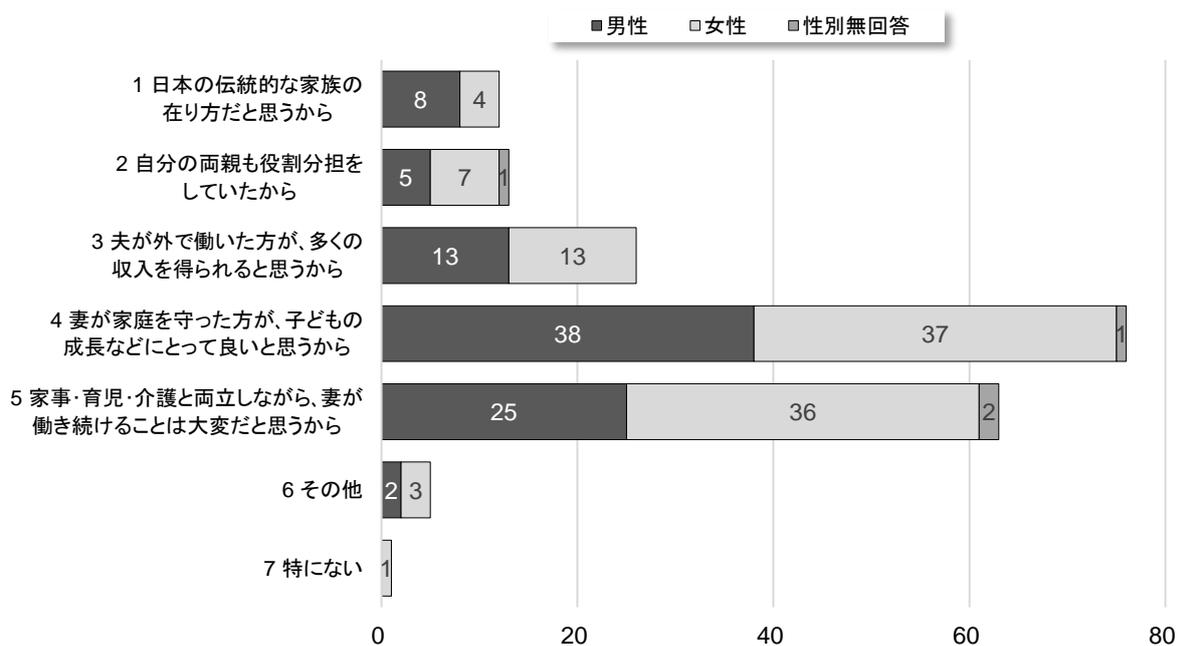
イ 家庭生活等に関する意識について

【1】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

問5「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたのご意見をお伺いします。次の中から1つだけお答えください。

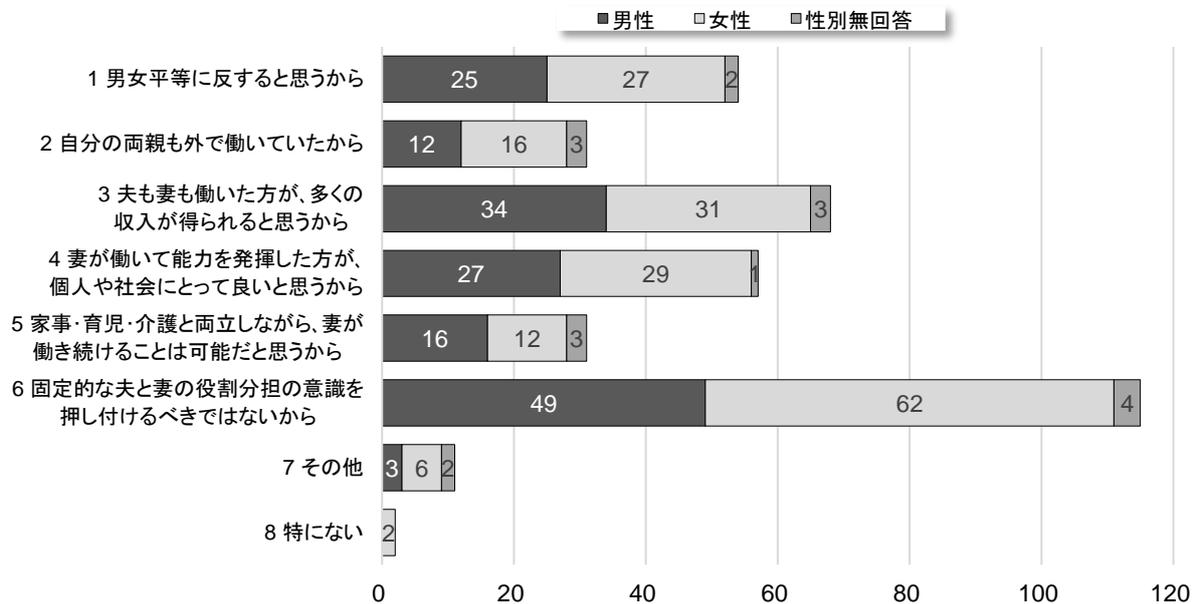


問5-1 問5で「1」または「2」に○をつけたのはなぜですか。次の中からいくつでもあげてください。



問5-2 問5で「3 どちらかといえば反対」または「4 反対」に○をつけたのはなぜですか。

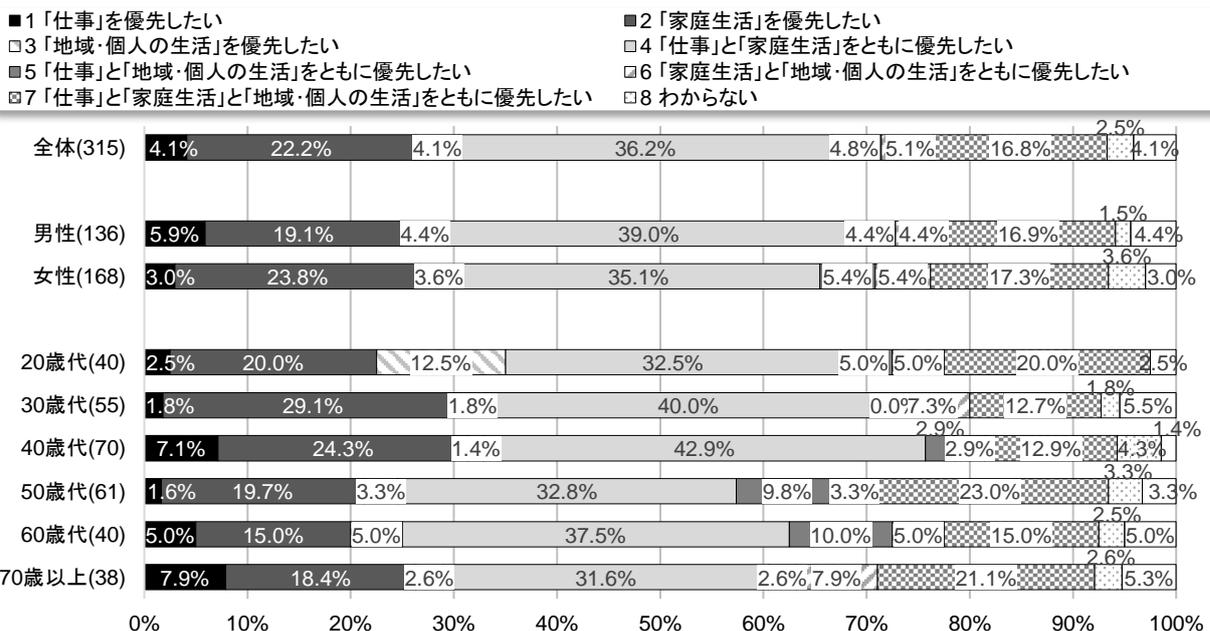
次の中からいくつでもあげてください。



【2】「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度

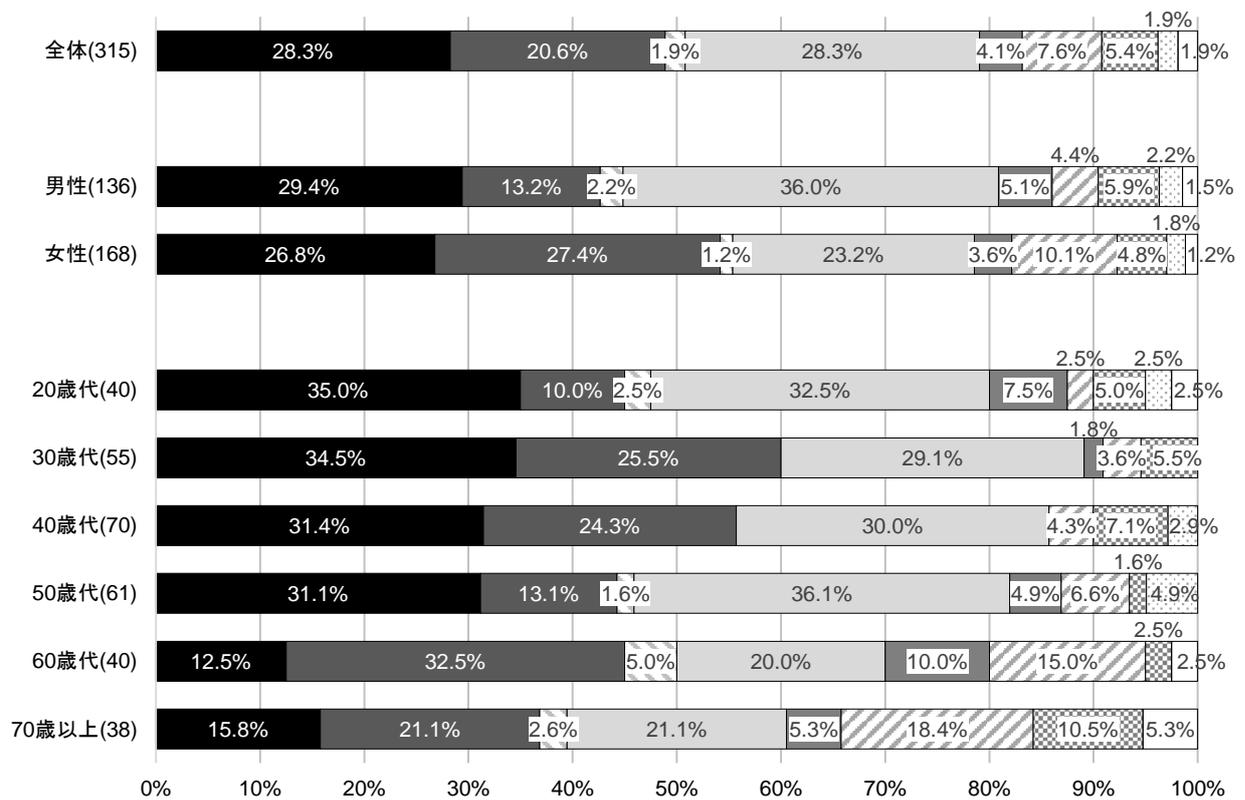
問6-1 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度についてお伺いします。

まず、あなたの希望に最も近いものを次の中から1つだけお答えください。



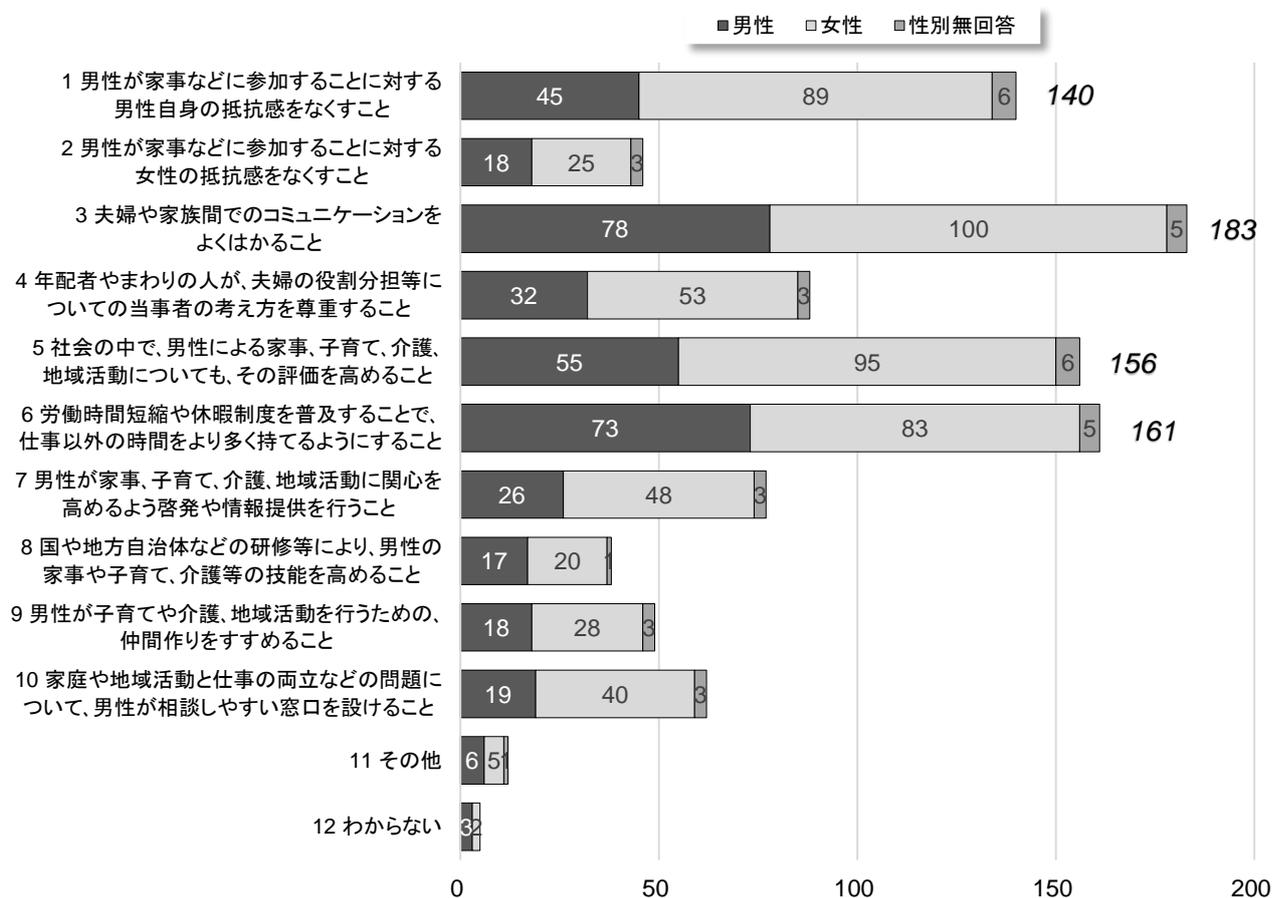
問6-2 それでは、あなたの現実（現状）に最も近いものを次の中から1つだけお答えください。

- 1 「仕事」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 無回答
- 2 「家庭生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 8 わからない



【3】男性の家事、育児、介護、地域活動への参加

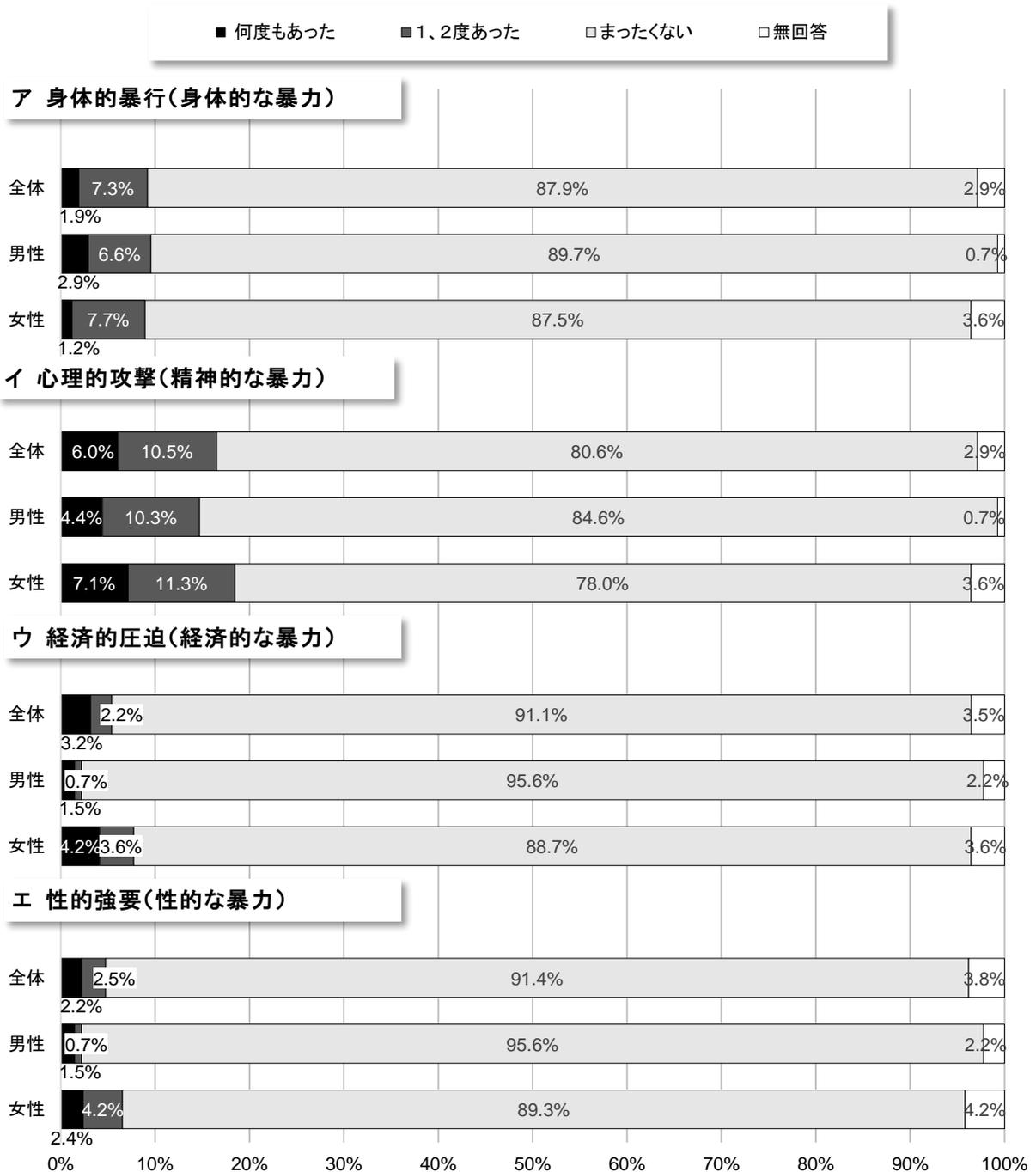
問7 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中からいくつでもあげてください。



ウ 男女間における暴力について

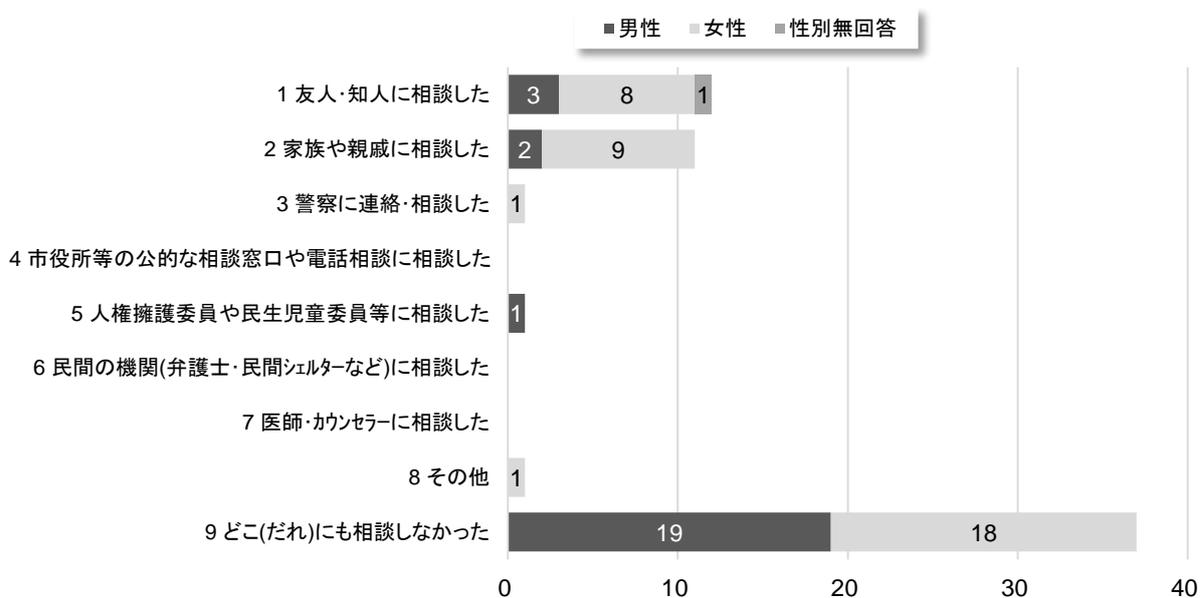
【1】配偶者等からの暴力等の被害経験について

問8 あなたは、この5年間に配偶者や交際相手などから次の「ア」～「エ」に示す暴力を受けたことがありますか。次の中から項目ごとに1つだけお答えください。

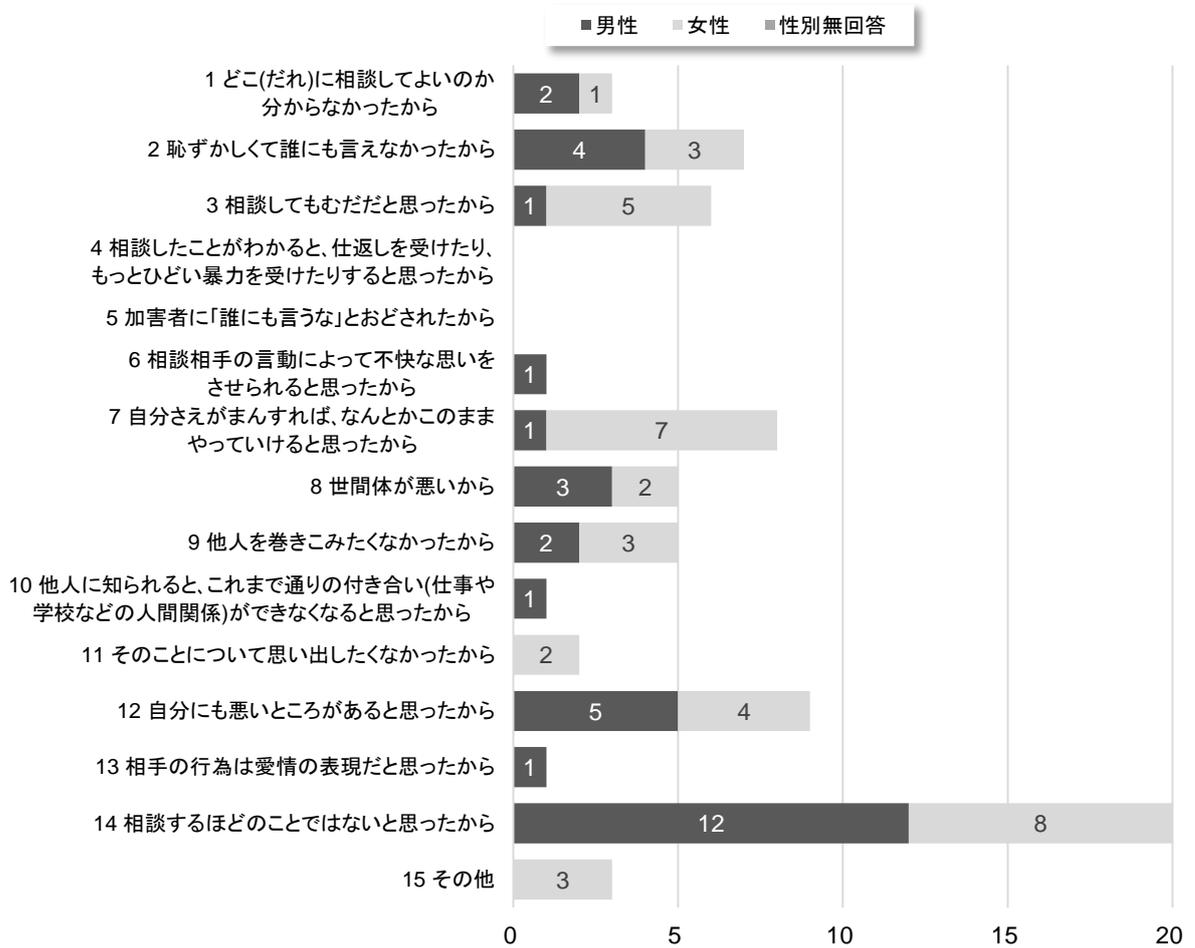


【2】配偶者等からの暴力等の被害の相談

問8-1-1 問8のいずれかの項目で「何度もあった」または「1、2度あった」に○をつけた方にお伺いします。これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したりしたことはありますか。次の中からいくつでもあげてください。

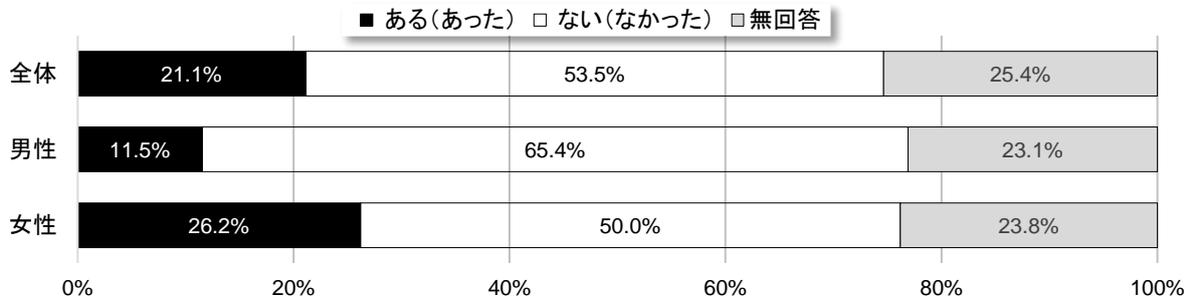


問 8-1-2 問 8-1-1 で「9 どこ（だれ）にも相談しなかった」方にお伺いします。どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。次の中からいくつでもあげてください。

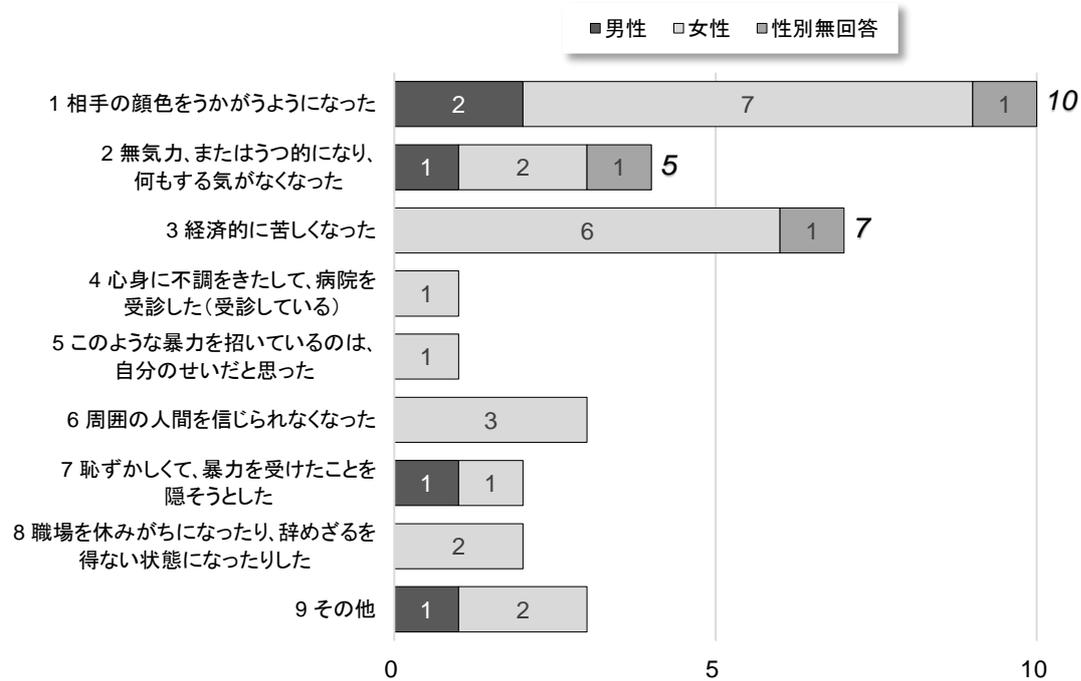


【3】配偶者等からの暴力等による影響

問8-2-1 問8で「何度もあった」または「1、2度あった」に○をつけた方にお伺いします。配偶者や交際相手から暴力を受けた後、生活や心身への影響がありましたか。

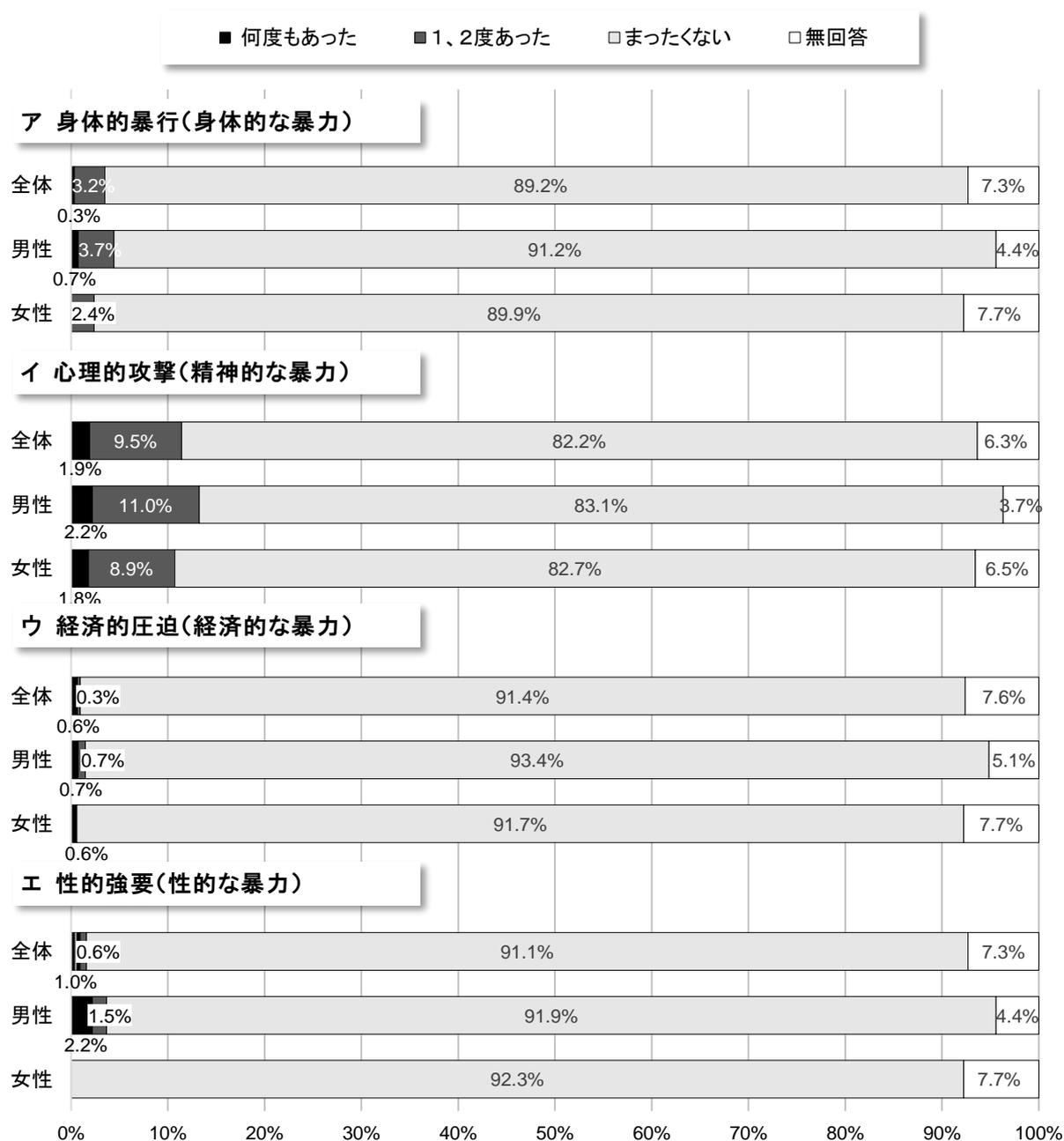


問8-2-2 問8-2-1で「ある(あった)」方にお伺いします。配偶者や交際相手からの暴力により、生活や心身へどのような影響がありましたか。



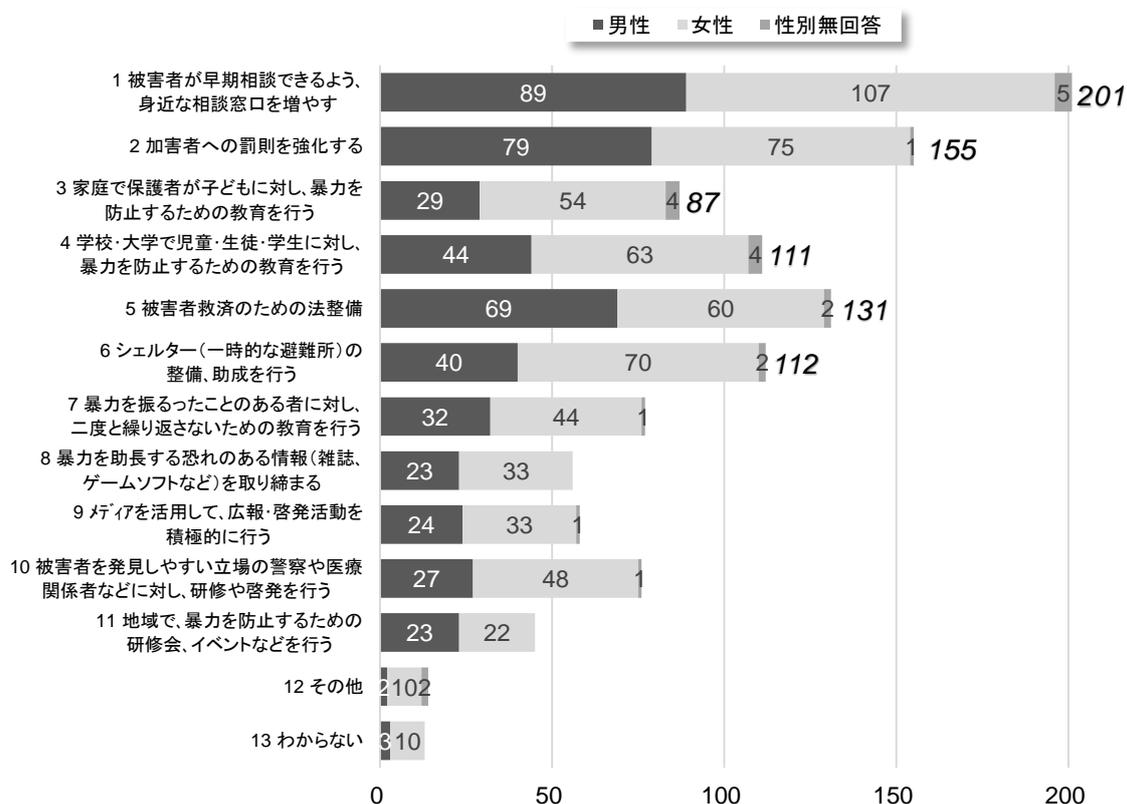
【4】配偶者等への暴力等の加害経験

問9 あなたは、この5年間に配偶者や交際相手などに対して問8の項目に示す内容の暴力を行ったことがありますか。項目ごとに次の中から1つだけお答えください。



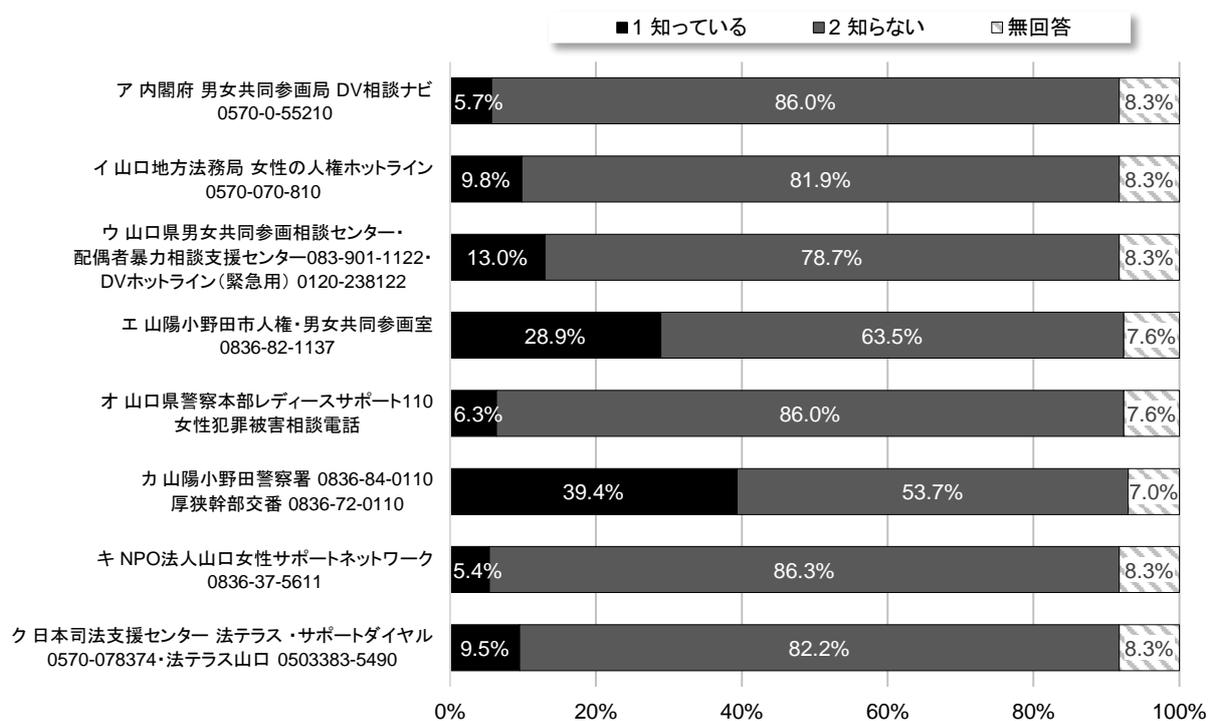
【5】配偶者等からの暴力等の防止対策

問10 配偶者や交際相手などからの暴力、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどを防止するためには、どのような対策が必要だと思いますか。次の中からいくつでもあげてください。



【6】配偶者等からの暴力等の相談窓口（相談機関）

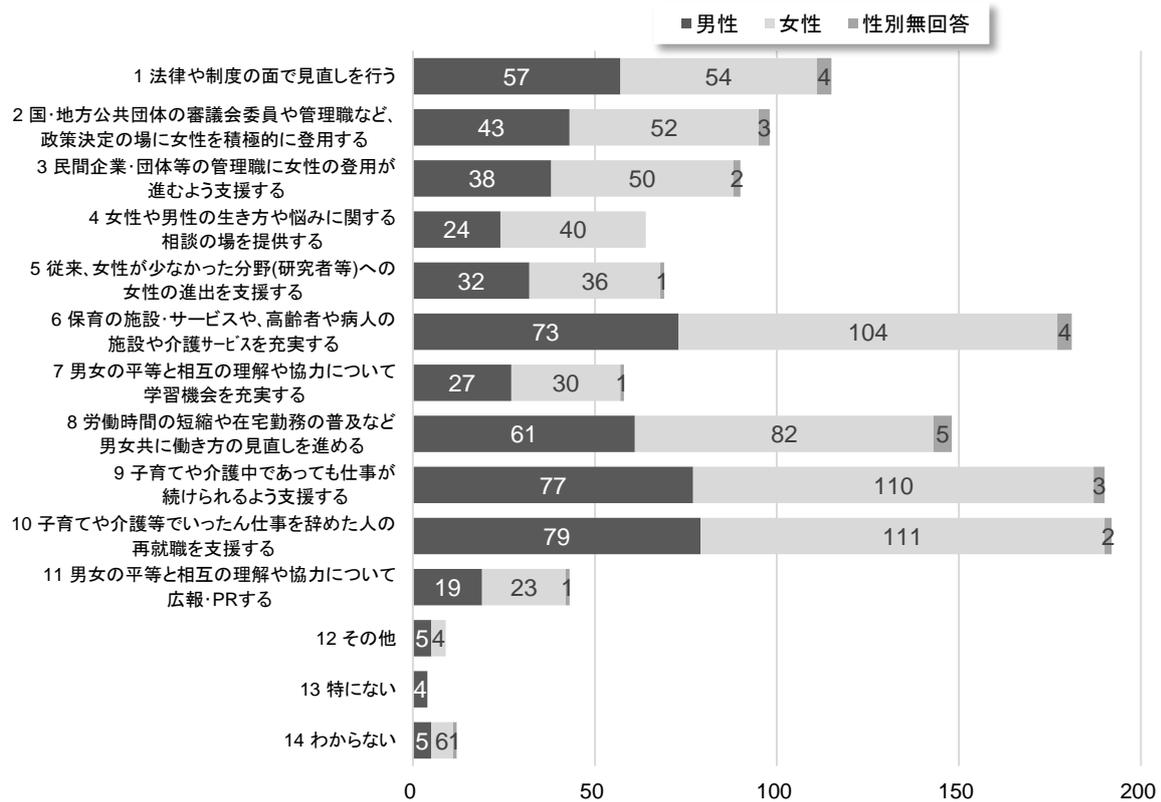
問 1 1 配偶者や交際相手などからの暴力行為等に関しては、いろいろな機関で相談に応じています。あなたは、次に示した相談窓口（相談機関）についてご存知ですか。相談窓口（相談機関）ごとに1つだけお答えください。



エ 男女共同参画社会に関する行政への要望について

【1】男女共同参画社会を実現するための施策

問 1 2 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中からいくつかもあげてください。



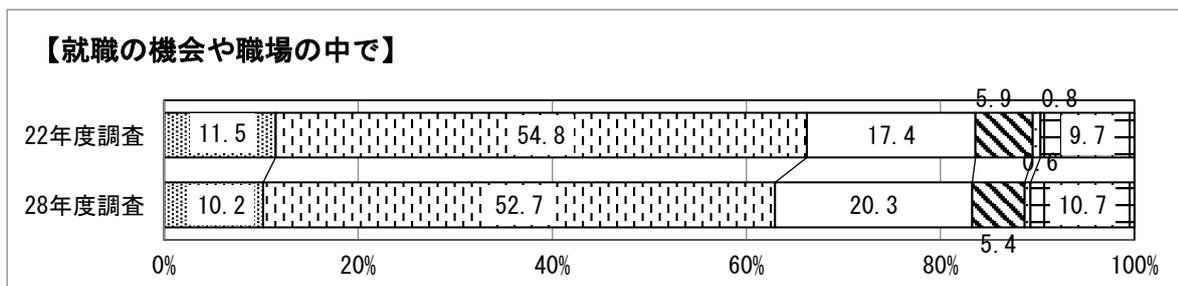
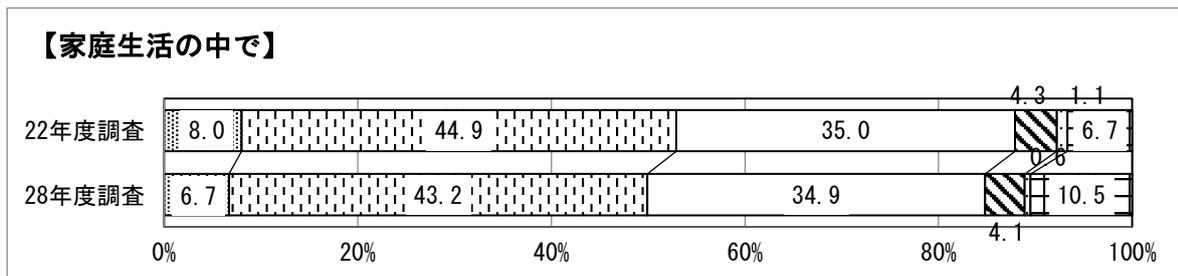
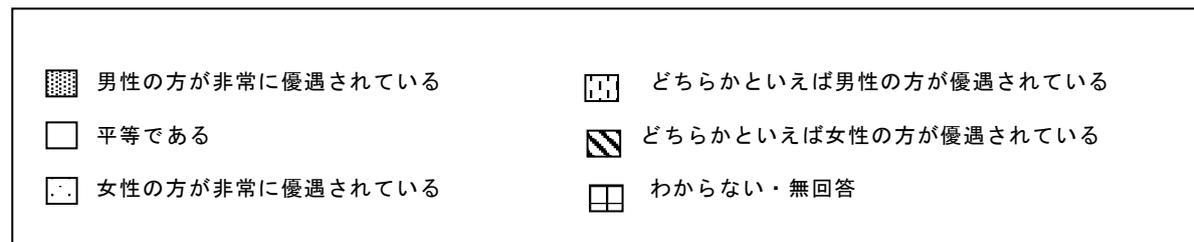
第3章 これまでの取組

平成22年度と平成28年度の男女共同参画に関する市民アンケートの調査結果を比較すると、「男女の地位の平等感」については、学校教育の場では6割強が平等であると回答し、比較的平等感が高くなっています。しかし、その他の分野では、平等と回答する割合が減少、若しくはわずかな平等感の増加にとどまっております。今後も男女が共に活躍できる地域社会づくりや、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革への一層の取組が必要です。

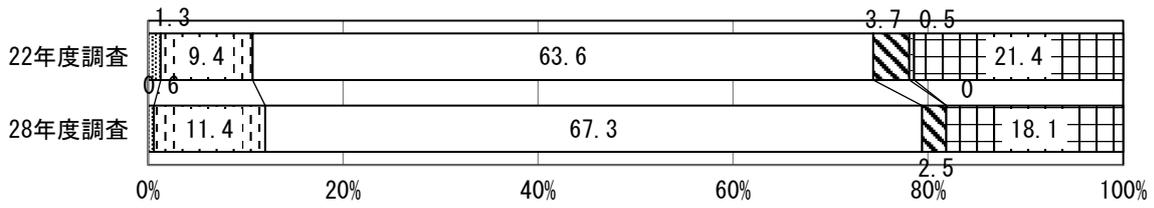
また、「女性が職業をもつこと」について、「子どもができてみずっと職業を続ける方がよい」の回答割合が増加しており、子どもを育てやすい環境づくりや仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

アンケート調査

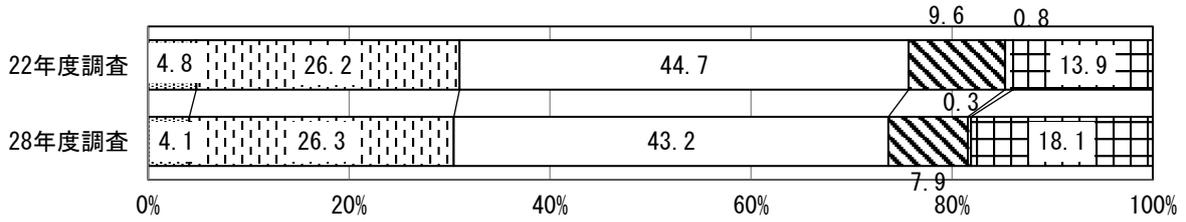
各分野における男女の地位の平等感



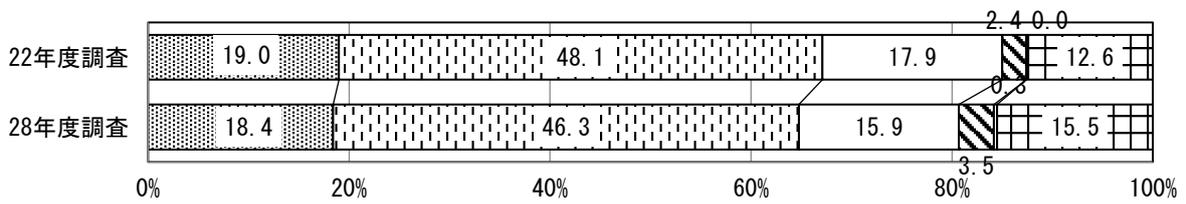
【学校教育の場で】



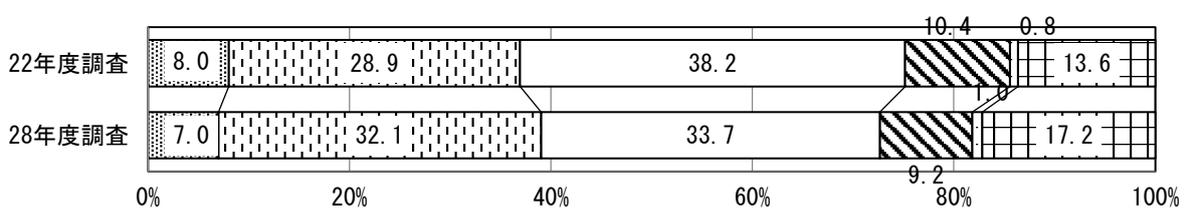
【地域活動の中で】



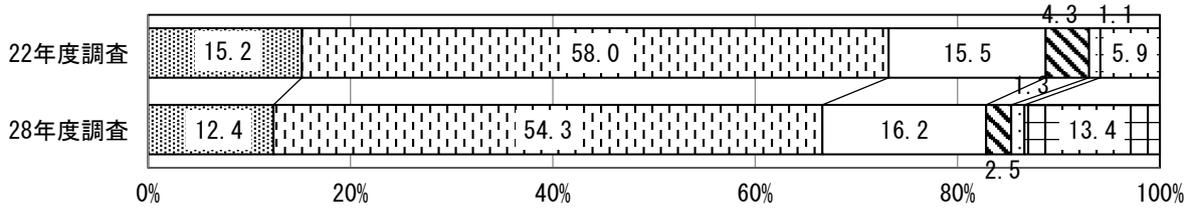
【政治経済活動の中で】



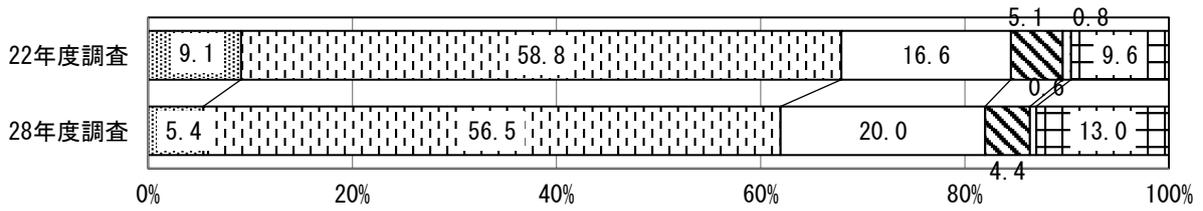
【法律や制度の面で】



【社会通念・慣習・しきたりなどで】

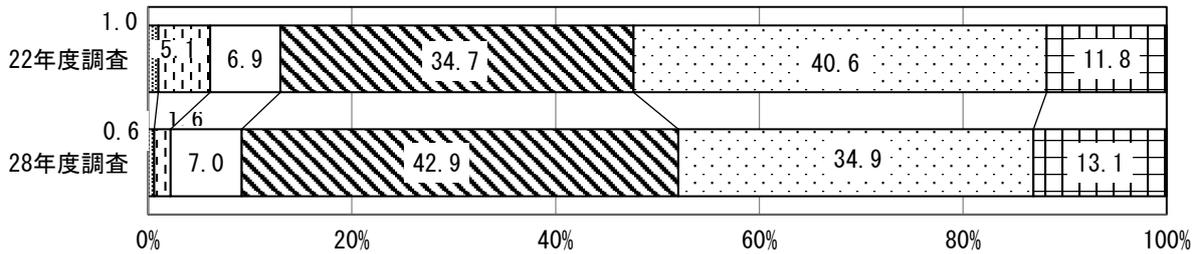


【社会全体として】



女性が職業をもつことについて

- 女性は職業をもたない方がよい
 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい。
 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい。
 その他・わからない・無回答



第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

第二次山陽小野田市総合計画に掲げられている将来都市像「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」に向け、「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念の下、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

6つの基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活等への共同参画
- (5) 生殖に関する意思の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の取組の理解

2 プランの構成

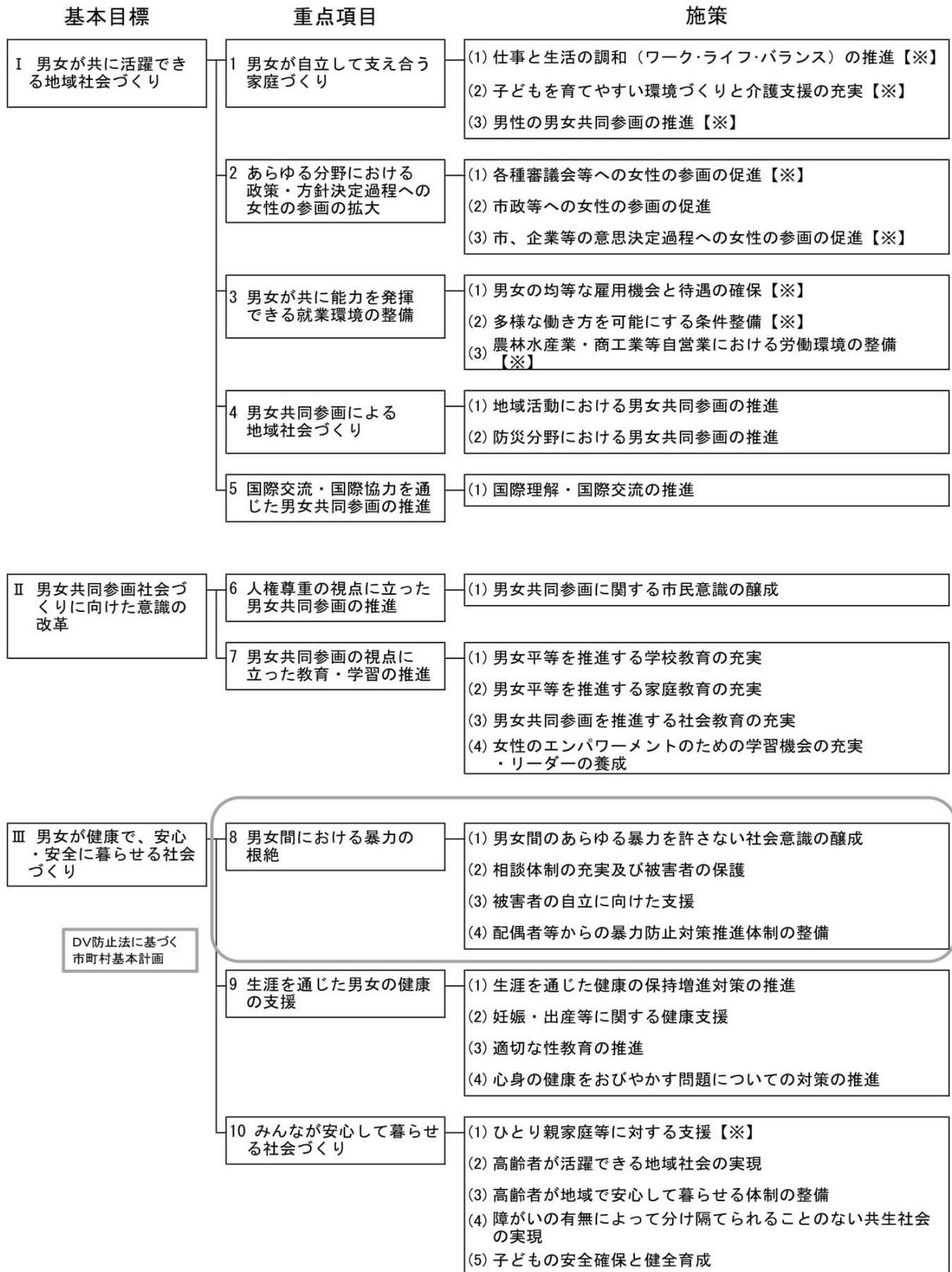
「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念は維持しつつ、県の「山口県男女共同参画基本計画」に準拠し、目指すべき方向の大きな柱とするよう、次の「3つの基本目標」及び「10の重点項目」に体系の見直しを行いました。

◆基本目標

- I 男女が共に活躍できる地域社会づくり
- II 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- III 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

3 プランの体系図

～男女共同参画社会を目指して～



DV防止法に基づく市町村基本計画

【※】は女性活躍推進法に基づく市町村推進計画